

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
には、
がと
日は、
休き
選立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

◇ 参議院鳥取県選舉
参議院鳥取県選舉区選出議員選舉において候補者から届出のあった選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選舉立会人
選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選舉立会人
選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選舉立会人
選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選舉立会人
選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

目次

次

◇ 選管告示 参議院議員通常選舉における選舉長及び選舉分公會長等の選任

参議院議員通常選舉における選舉長及び選舉分公會長が事務を行う場所

参議院議員通常選舉に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選舉における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院鳥取県選舉区選出議員選舉における選舉公報の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選舉における選舉公報の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選舉における選舉公報の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選舉における名簿届出政党等の名称等の掲示

の掲載順序のくじを行う日時等

参議院鳥取県選舉区選出議員選舉における各候補者の政見放送の日時

を定めるくじを行う日時等

参議院議員通常選舉における選舉会及び選舉分会の場所等

参議院鳥取県選舉区選出議員選舉において候補者一人につき選舉運動に関する支出することができる金額

鳥取県の議員及び知事の選舉権を有する者の総数の五十分の一の数等

鳥取県選舉管理委員会告示第五十四号

平成七年七月二十二日執行の参議院議員通常選舉における選舉長及び選舉分公會長並びにこれらの職務代理者を公職選舉法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選舉法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成七年七月六日

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第五十四号

一 参議院鳥取県選舉区選出議員選舉	鳥取県選舉管理委員長 長 尾 義 男
1 選舉長	八頭郡若桜町大字米見野五六九 長尾 義男
2 選舉長の職務代理人	八頭郡郡家町大字市場二六九一二 前田 良明
二 参議院比例代表選出議員選舉	
1 選舉分公會長	八頭郡若桜町大字米見野五六九 長尾 義男
2 選舉分公會長の職務代理人	八頭郡郡家町大字市場二六九一二 前田 良明

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

平成七年執行

参議院鳥取県
選挙区選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

○ 注意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

平成七年執行

参議院

比例代表選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

比例代表選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百一十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月七日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県厅選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百一十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月七日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県厅選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百一十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月十日 午前十時

二 場 所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県厅選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百一十九条第二項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十六条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月十三日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県厅選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成7年7月6日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成7年7月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

平成7年7月6日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会

1場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

2日時 平成7年7月二十五日 午後一時三十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

1場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

2日時 平成7年7月二十五日 午後二時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出来ることができる金額は、二千九百八十九万八百円であるので、同法第百九十一条の規定により告示する。

平成7年7月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

平成七年七月五日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

九、五三五

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一五八、七三九

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三六、三五四

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三四、五七一

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、一四六

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

九、七六五

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、八八六

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一四、〇〇一

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、〇八七

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一七、九一三

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、七八一

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、二三五

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年七月六日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 長 尾 義 男

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
二 日 時 平成七年七月二十日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年七月六日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 長 尾 義 男

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
二 日 時 平成七年七月二十日 午後五時二十分